

診 断 書

氏 名			
住 所			
生 年 月 日	昭和・平成	年 月 日	年 齢 才

上記の者について、下記のとおり診断します。

- 1 結 核 ある ・ なし
- 2 感染性の皮膚疾患 ある ・ なし

診 断 年 月 日		年 月 日
医 師	病院、診療所の名称	
	所 在 地	
	氏 名	印

（理容師法・美容師法に基づく従事者の届出用）

注）診断書用紙は、病院等備付けのものでも可

理容師・美容師に係る開設届等の健康診断項目について

理容師法及び美容師法の開設届（変更届）には、**結核、感染性の皮膚疾患**の有無に関する**医師の診断書**を添付することになっています。

診断書中に結核及び感染性の皮膚疾患でない旨が記載されていれば、病院等で通常使用されている様式でも差し支えありません。

通常使用されている様式等が無い場合は、裏面を使用していただくことも可能です。

なお、理容師及び美容師に基づく免許登録に必要な診断書は、診断項目（精神の機能の障害に関する事項）が異なりますので、ご注意ください。

お問い合わせ

千葉県保健所 環境衛生課営業指導班

TEL 043-238-9939

<参考>

理容師法施行規則(抜粋)

（開設の届出）

第19条 法第11条第1項の規定による理容所の開設の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該理容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出することによって行うものとする。

六 理容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その旨
2 前項の届出書には、理容師につき、同項第六号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書を添付しなければならない。

（変更の届出）

第20条 法第11条第2項に規定する変更の届出は、その旨を記載した届出書を当該理容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出することによって行うものとする。この場合において、その届出が前条第一項第六号に規定する事項の変更又は理容師の新たな使用に係るものであるときは、その者につき、同号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書を、（中略）添付しなければならない。

※ 美容師法施行規則も同様の規定です。

※ その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患は、現在のところありません。